

# 「コープのでんき みんなで節電チャレンジ」 利用規約

「コープのでんき みんなで節電チャレンジ」（以下「本キャンペーン」といいます）利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社トドック電力（以下「当社」といいます）が実施する本キャンペーンにおいて提供される各特典の内容に応じて別途当社が指定する実施条件に共通して適用される基本的な事項を定めたものです。

なお、経済産業省資源エネルギー庁の「令和4年度電気利用効率化促進事業」（以下「国の節電プログラム」といいます。）および北海道が行う「令和4年度節電プログラム参加促進事業費補助事業」（以下「道の節電プログラム」といいます。）の取り扱いについては、別紙で定めるものといたします。

## 第1条 本キャンペーンの概要

第4条に定める対象の電気料金メニュー、プランにて当社とご契約いただいている組合員さまが、本キャンペーンに参加お申込みいただき、対象期間中に節電へ取り組みいただいた結果に応じて、コープのポイントを進呈いたします。なお、本キャンペーンへの参加お申込みをもって、国の節電プログラム、道の節電プログラムの内容（当社が国・道の節電プログラムの事務局に対して個人情報を提供すること、および特典を不正受給しないこと等）について同意し、国の節電プログラム、道の節電プログラムにも参加お申込みをしたものとします。また、本キャンペーン、国の節電プログラム、道の節電プログラムのいずれか1つのみの参加、キャンセルはできないものとします。

## 第2条 本キャンペーンの参加お申込み

お客さまが以下のすべての条件を満たし、当社HPまたはお電話で必要事項を入力、確認させていただくことで参加いただくことができます。

- ① キャンペーンの参加お申込み期間は2022年11月14日（月）から2022年12月30日（金）までといたします。
- ② 当社とご契約いただき、2022年12月30日までに供給が開始していることを参加条件といたします。

## 第3条 本キャンペーンの節電対象期間

本キャンペーンの節電対象期間は、2023年1月分（2022年12月検針日から2023年1月検針日の前日まで）、2023年2月分（2023年1月検針日から2023年2月検針日の前日まで）、2023年3月分（2023年2月検針日から2023年3月検針日の前日まで）の電気のご使用期間を対象といたします。

なお、特典進呈時期は「第6条 特典進呈時期」で定めるものとします。

## 第4条 適用条件等

当社は、組合員さまが以下のすべての条件を満たした場合に、対象の電気料金メニュー、プランが適用されている電気のご供給地点を契約単位として成立するものとします。

- ① 本規約の全てに同意の上、本キャンペーン参加お申込み期間内に参加のお申込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。
- ② 節電対象期間において、下記の＜対象の電気料金メニュー、プラン＞でご契約いただいていること。

<対象の電気料金メニュー、プラン>

再生可能エネルギー100%メニュー、ベーシック電気メニュー（スタンダードプラン、とく得Mプラン、とく得Lプラン、とく得シーズンプラン、インターネットプラン）

※全て従量電灯B、従量電灯Cいずれも対象となります。

## 第5条 本キャンペーンの特典内容・詳細

第3条に定める節電対象期間において、前年同月分のご使用量と比較し、3%以上削減となった組合員さまに、コープのポイントを進呈いたします。

- ① 2023年1月分、2023年2月分、2023年3月分それぞれにおけるご使用量について、前年同月分のご使用量と比較し、3%以上削減となった組合員さま（以下、節電達成者といたします）の中から抽選で各月300名に、コープのポイント2,000ポイントを進呈いたします。（以下、節電達成特典といたします）
- ② 対象となる期間は月単位となる為、ご契約が変更となり日割りとなる場合（新設・転居・解約等）の該当月分は特典進呈の対象外となります。
- ③ 前年同月の対象となる期間において、ご使用量の確認ができない場合、当社が契約容量ごとに定めるモデル使用量を前年同月分のご使用量とみなします。  
※ 過去にご契約されていた電力会社の検針票等、前年同月のご使用量が確認できる書類を当社へご提出いただくことで、前年同月分のご使用量とみなします。
- ④ 本キャンペーンでは、削減量の比較において、対象となる期間の日数に差異がある場合は、以下の算式によって、ご使用量を補正いたします。

【補正後の前年同月分のご使用量】

$$= \text{前年同月分のご使用量} \times \frac{\text{当月の対象となる期間の日数}}{\text{前年同月の対象となる期間の日数}}$$

（小数点以下第1位を四捨五入）

- ⑤ 各月の削減量等の通知につきましては、特典の進呈をもってかえさせていただきます。

## 第6条 特典進呈時期

- ① 当社は、下記条件にて特典を進呈いたします。
- ② 節電達成特典は、対象月の翌月末ごとの進呈を予定しております。
- ③ 特典進呈の時点でコープさっぽろ組合員を脱退されている場合は、ポイント付与の対象外といたします。
- ④ 特典進呈の周知については、ポイントの進呈をもってかえさせていただきます。

## 第7条 権利義務の譲渡禁止

利用者は、本キャンペーンに係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

## 第8条 注意事項

- ① 当社は、本キャンペーンの実施にあたり、組合員さまの個人情報を業務委託先に業務の遂行上必要な範囲内で提供いたします。なお、これらの個人情報の管理責任は当社が有するものといたします。
- ② 当社は、利用者のお申込み情報又は本キャンペーンに関する電気のご使用状況等を、諸官庁または地方自治体等に提供する場合があります。
- ③ 本キャンペーンへの参加、お問い合わせにかかる通信料は組合員さまのご負担となります。
- ④ 本キャンペーンは予告なく変更または終了する場合があります。
- ⑤ 本キャンペーンに関して、応募者は当社の運営方法に従い、一切異議を申し立てないものといたします。
- ⑥ 当社は、本キャンペーンに関して、当社の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害について、当社に故意、重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限り賠償するものといたします。

## 第9条 本規約の改定等

- ① 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本キャンペーンの実施に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、当社は、本規約の変更を、変更後の本規約及びその効力発生時期を当社の指定するWEBサイトに掲載して周知することにより行い、当該変更は、当該効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- ② 当社が、本規約本文の他に各媒体で記載する決まりおよびその他の利用条件等も、本規約の一部を構成するものとし、本規約と一体となって適用されるものとします。
- ③ 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

## 附 則

### 適用期日

本規約は 2022 年11月14日から適用します。

以上